

松山市カーブミラー整備事業実施要綱

制定 平成17年3月31日要綱第26号

(目的)

第1条 この要綱は、自動車が通行するに当たり、見通しが悪い交差点、道路の屈曲部等にカーブミラーを設置することにより、交通事故の防止及び交通安全の確保を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 カーブミラーは、交通指導員地区会長又は町内会長（以下これらを「会長」という。）の申請に基づき、次に掲げる地点の見通しを改善する必要があると市長が認める場合に、予算の範囲内で設置するものとする。

- (1) 市道と市道、国道、県道、市道に準じる農道（以下「農道」という。）又は市道に準じる私道（以下「私道」という。）が交差し、又は合流する地点
- (2) 農道と国道、県道、農道又は私道が交差し、又は合流する地点
- (3) 私道と私道が交差し、又は合流する地点
- (4) 市道、農道及び私道の屈曲部又は屈折部
- (5) その他市長が必要と認める地点

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、カーブミラーを設置しないものとする。

- (1) 設置により通行に支障が生じるおそれがある場合
- (2) 市道、農道又は私道が袋路状となっている場合において、当該市道、農道又は私道を日常的に使用する者が居住する家屋が10戸未満の場合

(設置の申請)

第3条 カーブミラーの設置、鏡面の追加、移設又は撤去を希望する会長は、カーブミラー設置等申請書（別記様式）により市長に申請しなければならない。

2 会長は、前項の申請書を提出するに当たっては、次に掲げる者の承諾を得なければならない。

- (1) 設置を希望する場所の地権者（国道、県道又は河川敷に設置する場合を除く。）
- (2) 道路敷に設置を希望する場合は、当該道路敷に隣接する土地の地権者
- (3) 電柱に設置を希望する場合は、当該電柱の設置場所の地権者

(設置の決定)

第4条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で、現地等を調査し、設置の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(松山市カーブミラー設置要綱の廃止)

2 松山市カーブミラー設置要綱（昭和62年6月1日施行）は、廃止する。

(松山市カーブミラー設置要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この要綱の施行前に、前項の規定による廃止前の松山市カーブミラー設置要綱の規定によりなされた申請その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとする。

付 則（令和7年4月1日要綱第30号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。